

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」の施行について

ヘイトスピーチによる市民の被害を防止するため、市が所管する公の施設において、ヘイトスピーチが行われないう、昨年11月9日に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」を策定・公表し、適用時期を「策定・公表の日から起算して6月を超えない範囲内において別途通知する日から施行する。」としていましたが、平成30年3月31日から施行し、同年4月1日に第三者機関が設置されますので、お知らせします。

1 ガイドラインの施行日

平成30年3月31日（土） ※同日申請分から適用

2 第三者機関の設置

(1) 位置づけ

市長の附属機関である「川崎市人権施策推進協議会」の部会として設置

(2) 設置日

平成30年4月1日（日）

※同日（平成30年4月1日（日））開催する「第3期川崎市人権施策推進協議会」の初回会議において、部会の設置及び部会委員が決定される予定

(3) 主な所掌事務

ガイドラインに基づき不許可または許可の取消を行う場合の市の所管組織の判断の当否について意見を述べること

お問い合わせ

川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室 外国人市民施策担当 小川

電話 044-200-2369

FAX 044-200-3914